

令和6年 8月15日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区在住者

川崎市職員の職場内での自己研鑽の中止に関する陳情

陳情の要旨

市役所職員が業務時間外に自己研鑽の名目で職場にいることを禁止してもらいたい。

陳情の理由

幹部職員で、残業申請をせずに職場に残っている人がいます。総務企画局人事部労務厚生課に質問をしたところ、以下の回答がありました。

「単なる個人的な書類の整理整頓や関連情報収集、知識習得などの自己研鑽等で業務には当たらないものと判断したものについては、職場にいても時間外勤務申請は行っておりません。」

また、総務企画局人事部人事課に同様の質問をしたところ、以下の回答がありました。

「時間外勤務命令を受けていない場合、庁舎に残ってはならないというルールはございませんが、職場に滞在し続ける必要はなく、勤務中の職員の業務の妨げになるおそれがあるため、速やかに退庁するべきと考えます。」

総務企画局人事部で意見が割れていると考えました。職員も困ってしまうと感じます。よって、時間外勤務命令を受けた人及び申請した人のみが残れるように陳情したいと考えます。